

平成 27 年 10 月 15 日

全国小売酒販組合中央会

会長 松田 武 様

国税庁 酒税課長

八原 正夫



アルコール関連問題啓発週間における啓発事業の実施について（依頼）

平素より税務行政及び酒類行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月 1 日に施行されたアルコール健康障害対策基本法において、国民の皆様アルコール関連問題に関する関心と理解を深めていただくため、毎年 11 月 10 日から同月 16 日までをアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」といいます。）と定めています。この啓発週間では、国及び地方公共団体は啓発週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとされており、また、酒類業者の皆様には、国又は地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策への御協力に努めていただくこととされております。

本年度の啓発週間においては、同封いたしました内閣府作成の「アルコール関連問題啓発ポスター（B3）」（以下「啓発ポスター」といいます。）を広報・啓発活動の一環として、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等において掲示することとしておりますが、国税庁からは別添資料を酒類業者の皆様に対し郵送の上、啓発ポスターを店頭等へ掲示していただくことをお願いすることとしております。

つきましては、貴組合におかれましても啓発週間の趣旨等を御理解いただき、貴傘下組合員に対して、啓発ポスターを店頭等へ掲示していただくよう周知・御指導をお願いいたします。

なお、啓発ポスターは、国民の皆様アルコール関連問題に関する関心と理解を深めていただく観点から配付するものですので、可能な限り啓発週間終了後も引き続き掲示していただきますよう併せて周知・御指導をお願いいたします。